



市 章

大津市公報

令 和 8 年 3 月 16 日
号 外 (第 11 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 告

- 57 大津市民体育館条例等に基づく使用料等に係る指定納付受託者の指定について…………… 1
- 58 市営住宅の家賃及び駐車場の使用料並びに大津市住宅新築資金等貸付条例に基づく貸付金に係る指定公金事務取扱者の指定について…………… 1
- 59 駐車場として賃貸する土地の賃貸料の徴収事務の委託について…………… 2
- 60 大津市生涯学習センター条例に基づくホール等の使用料等に係る指定納付受託者の指定について…………… 2

告 示

大津市告示第57号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月16日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号デジタルゲートビル10階
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和8年2月16日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和8年3月1日から同月31日まで
- 4 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - (1) 大津市民体育館条例（昭和54年条例第24号）第6条の使用料
 - (2) 大津市市民格技場条例（昭和61年条例第4号）第4条の使用料
 - (3) 大津市市民運動広場条例（平成4年条例第3号）第5条第1項及び第2項の使用料並びに同条第4項の実費相当額

大津市告示第58号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。

令和8年3月16日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
弁護士法人谷口義 京都市中京区中町通夷川上る鉾田町288番地
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年12月24日
- 3 指定公金事務取扱者に指定した期間
令和8年1月1日から令和10年12月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和7年12月24日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）に基づく市営住宅の家賃及び駐車場の使用料並びに大津市住宅新築資金等貸付条例（昭和50年条例第4号）に基づく貸付金

大津市告示第59号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり駐車場として賃貸する土地の賃貸料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月16日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 駐車場として賃貸する土地
 - (1) 大津市唐崎二丁目3462番8
 - (2) 大津市御幸町108番
 - (3) 大津市御幸町111番6
 - (4) 大津市逢坂一丁目248番5
 - (5) 大津市西の庄417番ほか
 - (6) 大津市膳所二丁目350番4
 - (7) 大津市本丸町36番19
- 2 委託の相手方 大津市浜大津四丁目1番1号 浜大津都市開発株式会社
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

大津市告示第60号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月16日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号デジタルゲートビル10階
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和8年2月16日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和8年3月1日から同月31日まで
- 4 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - (1) 大津市生涯学習センター条例（平成4年条例第2号。以下「条例」という。）第9条第1項のホール等の使用料
 - (2) 条例第9条第2項のホール等の附帯設備の使用料